

東京都北区議会

平成 22 年第 1 回定例会で可決した意見書

- ・ 都市再生機構賃貸住宅居住者の居住の安定に関する意見書
- ・ 子ども手当財源の地方負担に関する意見書
- ・ 介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書

都市再生機構賃貸住宅居住者の居住の安定に関する意見書

政府は都市再生機構を含む全ての独立行政法人の見直しをするための準備に着手し、本年四月以降には事業仕分け作業を行うとしている。

また、規制改革会議は昨年十二月に「規制改革の課題」を公表し、その中で都市再生機構に対し、定期借家契約の導入を年度内に行うよう要求している。

北区には都市再生機構の団地が十二団地あり、その合計戸数は一万三千二百戸を超えるが、多くの団地で高齢化が進み、収入面でも公営住宅入居階層が大多数を占めるようになってきている。居住者の大半は今の団地での永住を希望しており、また長年にわたる居住者の自治会活動等により地域コミュニティが成熟し、地域のまちづくりにも積極的な貢献をしている。

このような中で、事業仕分けや定期借家契約導入が行われれば、団地をかがえのない生活の拠り所としている居住者の居住の安定を損ないかねないと懸念するところである。よって本区議会は政府に対し、都市再生機構賃貸住宅居住者の居住の安定のため左記事項の実施を求めるものである。

記

- 一、独立行政法人見直しにおける都市再生機構の事業の見直しにあたっては、都市再生機構賃貸住宅の存在と役割の重要性を明確にし、居住者の居住の安定策を推進すること。
- 二、都市再生機構賃貸住宅が「住宅セーフティネット」として位置づけられていること、また公営住宅入居階層が大半を占めるようになってきている実態を踏まえ、公営住宅に準じた家賃制度の導入をはじめ、高齢者や子育て世帯等が安心して住み続けられる制度に改めるための検討を行うこと。
- 三、都市再生機構賃貸住宅の再編（売却・削減、民営化等）の方針を見直して、公共住宅を守る見地からの政策を推進すること。
- 四、都市再生機構賃貸住宅への定期借家契約導入は、公的住宅としての役割にそぐわず、コミュニティ破壊等につながる反面、積極的意義が無いので取り止めること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十二年三月二十三日

東京都北区議会議長 平田 雅夫

内閣総理大臣

鳩山 由紀夫 殿

国土交通大臣

前原 誠司 殿

内閣府行政刷新担当大臣

枝野 幸男 殿

子ども手当財源の地方負担に関する意見書

政府は、二〇一〇年度から「子ども手当」をスタートさせる。この制度は子育てを社会全体で応援するものの一つである。その財源について、政府は当初、「全額国庫負担」と明言していたが、二〇一〇年度における子ども手当の支給方法は、子ども手当と現行の児童手当を併給させるといふ『変則』で行うことになった。

また、地方の意見を十分に聞くこともなく決定したことは、地方と国の信頼関係を損なう危惧を感じることとあわせて、今後の政府の真摯な対応を期待するものである。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、左記事項について特段の配慮がされるよう強く求める。

記

一、二〇一一年度以降の子ども手当の本格的な制度設計においては、政府が当初明言していた通り、全額国庫負担とし、新しい制度としてスタートさせること。

また、二〇一〇年度予算については、地方の事務負担や費用負担について十分配慮すること。

二、子ども手当のような現金の直接給付だけではなく、子育てをしやすい環境整備にも配慮していくこと。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十二年三月二十二日

東京都北区議会議長 平田雅夫

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫殿
副総理・財務大臣	菅直人殿
総務大臣	原口一博殿
厚生労働大臣	長妻昭殿
内閣官房長官	平野博文殿
内閣府国家戦略担当大臣	仙谷由人殿

介護保険制度の抜本的な基盤整備を求める意見書

介護保険制度がスタートしてから十年を迎えたが、介護現場では深刻な問題が山積している。特に特別養護老人ホームの入所待機者は四十二万人にも上り、在宅介護においても家族の心身の負担など深刻である。介護保険を利用して要介護認定者とその家族、そして介護事業者および介護現場で働いている人など、介護保険制度にかかわる方々から、必要なサービスおよび介護施設の確保、経済的負担の軽減、介護報酬や処遇の改善などを要望する切実な声が数多く上がってきている。

しかも、十五年後の二〇二五年には六十五歳以上の高齢者人口がピークを迎えるといわれている。今後さらに進展する超高齢化社会を見据え、「安心して老後を暮らせる社会」の実現をめざすには、介護施設の大幅な拡充や在宅介護の支援強化、利用者負担の抑制、公費負担割合の引き上げなど、必要な見直しが求められている。

そのためには、二〇一二年に行われる介護保険制度改革では、抜本的な制度設計の見直しが必要と考える。

よって、本区議会は政府に対し、介護保険制度の抜本的な基盤整備をすべく、特に左記事項について早急な取り組みを行なうよう強く要望する。

記

- 一、二〇二五年までに『介護施設の待機者解消』を目指す。そのために、介護三施設、特定施設及びグループホームの大幅な設置拡大をすること。
- 二、在宅介護への支援を強化するために、二十四時間三百六十五日訪問介護サービスへ大幅な拡充を行うほか、家族介護が休息をとれるよう「レスパイト（休息）事業」も大幅に拡大すること。
- 三、煩雑な事務処理の仕分けを行い、手続きを簡素化させること。また、要介護認定審査を簡略化し、審査期間の短縮を図ること。
- 四、介護従事者の大幅給与アップなどの待遇改善につながる介護報酬の引き上げを行うこと。
- 五、介護保険料や、利用者負担が高くなりすぎないように、現在五割の公費負担割合を更に引き上げること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十二年三月二十三日

東京都北区議会議長 平 田 雅 夫

内閣総理大臣 鳩 山 由起夫 殿
厚生労働大臣 長 妻 昭 殿